○○土地改良区転用決済金の管理運用規程

（適用）

第１条　｢地区除外等処理規程｣（以下「処理規程」という。）第６条の規定により決済された決済金の管理運用は、この規程の定めるところによる。

（管理）

第２条　決済金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

（処分）

第３条　決済金は、処理規程第６条で定める別記基準｢決済金算定基準｣に定めた決済の範囲以外のものには支出してはならない。

（繰替運用）

第４条　理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め総代会の承認を経て、一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

（処理方法）

第５条　第３条により支出する場合は、一般会計に繰り入れ支出するものとする。

　　附　則（　年　月　日の総（代）会で議決）

　　この規程は、議決の日から施行する。

附　則（　年　月　日の総（代）会で議決）

　　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。

　　【備考】

　　　附則は上記が分かりやすいが、下記とする方法もある。

　　　　附　則

　　　　この規程は、議決の日（　年　月　日）から施行する。

附　則

　　　　この規程の一部改正は、議決の日（　年　月　日）から施行する。